



～ だれが相続人になるの? ～

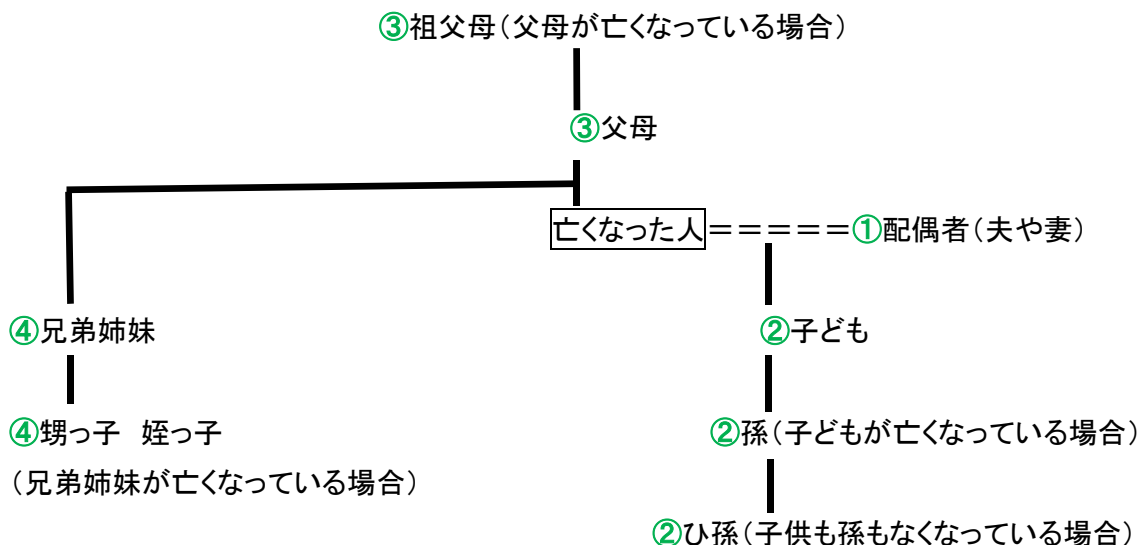
相続人とは、亡くなった方の権利や義務を承継する人のことをいいます。相続を受ける人が誰かということは、法律で定められています。遺言などが無い場合には、話し合いによって特に合意をしない限り、この法律で定められた人(「法定相続人」といいます。)が遺産を相続することになります。今回は、誰が法定相続人になるのかを簡単に説明します。

1 法定相続人になる人

相続人は、法律上次のように規定されています。

- ① 亡くなった人の夫・妻は常に相続人となる。
- ② 夫・妻に加え、子供・孫といった下の世代(卑属)が相続人となる。
- ③ 卑属がいない場合には、親・祖父母などの上の世代(尊属)が相続人となる。
- ④ 卑属も尊属もない場合には、兄弟姉妹またはその子供が相続人となる。
- ⑤ 夫・妻がいない場合には、②～④のうち上の順番のものだけが相続人となり、卑属と尊属が同時に法定相続人となることはない。

※簡単に図にすると、以下ようになります。①、②については原則法定相続人になりますが、③～④の人は、上の番号の人がいない場合に法定相続人になります。



2 おわりに

以上、誰が相続人になるかについて説明させていただきました。もっとも、今回の説明は簡単なものになっており、例外的な場合が生じることもあります。また、遺言や遺産分割協議によっても、遺産を取得する人は変わってきます。相続はとても難しいことが多い分野ですので、お悩みになる前にお気軽にご相談ください。

(文責:大友竜亮)

【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐http://www.yotsubasougou.jp/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋壱番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(旧三越の向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



～ 「親族」とはなんだろう？ ～

「親族」とは、なんだろう？「そりゃ、親戚のことでしょ。」と思われた方もいらっしゃるかもしれませんが。けれども、実は法律上「親族」の範囲は決まっています。そこで、「親族」について、関連する用語と共に今一度確認してみましょう。

民法725条

「親族」の範囲について定める民法725条は、「次に掲げる者は、親族とする。」として、「①六親等内の血族、②配偶者、③三親等内の姻族」と親族の範囲を定めています。

「親等」とは、親族関係の遠近を表す単位です。祖父や孫は2親等、いここは4親等となります。

「血族」とは、自然血族(いわゆる血縁がある者のことです)と法定血族(養親子関係が形成されている場合です)があります。

「姻族」とは、配偶者の血族(例えば夫の父)、及び、本人の血族の配偶者(例えば妹の夫)のことです。

配偶者は、血族でも姻族でもないこととなりますが、民法725条は配偶者を親族と定めています。

直系・傍系、尊属・卑属

続けて、よく耳にする「直系・傍系」「尊属・卑属」という言葉についても、確認をしてみたいと思います。

「直系」とは、血族の一方が他方の子孫にあたる関係です。父母、祖父母、子、孫の関係が該当します。「傍系」とは、2人の血族が共通の祖先の子孫にあたる関係です。兄弟姉妹、叔父叔母、いここ、甥姪の関係が該当します。

「尊属」とは、自分の父母と同世代以上の親族です。父母、祖父母、叔父叔母が該当します。「卑属」とは、自分の子と同世代以下の親族です。子、孫、甥姪が該当します。

最後に

「親族」について、関連する用語と共に確認してみました。

法律は、「親族」の範囲など、意外なものまで規定しています。日常の様々な場面に法律は深く関係しています。日常でふと感じた小さな疑問でも、お気軽に弁護士までご相談ください。

(文責:根来真一郎)

【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐http://www.yotsubasougou.jp/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋老番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(旧三越の向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



～ クレジットカードが不正利用された！～

「全く身に覚えのない請求がいきなり家に届いた」—このような相談を、この前知人からされました。話をよく聞くと、どうやら、クレジットカードの不正利用に遭っていたことが判明しました(しかも、カード自体は盗まれていませんでした。)

今回は、クレジットカードが不正利用された場合の対処法等について、お話させていただきます。

1 初期対応について

まず、身に覚えのない多額の請求がクレジット会社から来た場合には、その利用明細書に書いてある日付や、店舗名(用途)等を確認しましょう。日付・店舗名等に心当たりのない場合には、クレジットカードが不正利用された可能性が、極めて高いです(家族が利用した可能性も0ではないので、一応、家族にも確認しましょう。)。なお、冒頭でも書きましたが、クレジットカードが盗難されていない場合でも、不正利用される場合がある(スキミング等)ので、注意が必要です。

不正利用が疑われる場合には、すぐにカード会社に連絡をし、カードを停止してもらう必要があります。また、カード会社に連絡をするだけでなく、警察にも被害届を提出することになります(大抵の場合、カード会社からの指示があります。)。そして、本当に不正利用であったかどうかをカード会社が調査したうえで、不正利用であることが判明した場合には、後述する盗難保険の手続に移行することになります。

2 支払義務はあるのか？

ほとんどすべてのクレジットカードには、「盗難保険」というものが自動的に付いています。これは、クレジットカードの紛失・盗難(スキミングによる情報の盗難も含む)等があった場合でも、その不正利用分を補償してくれるものです。基本的には、補償金額の上限はないので、実際に利用されてしまった金額全額が、補償されることとなります。ただし、カード会社によって補償の範囲等が異なる可能性もあるので、よくご確認ください。

3 注意点

不正利用につき本人に重大な過失がある場合(カードの裏面に署名をしていなかった等)や、カード会社への届出期間(60日が通常です)を過ぎてしまった場合には、盗難保険の適用を受けられないこととなってしまいます。引っ越しをしたが転送の手続を行っていなかったために、利用明細を確認するのが遅れて、届出期間を過ぎてしまった…中にはこういうケースもありますので、注意が必要です。

(文責:村岡つばさ)

【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐<http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋壱番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(旧三越の向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



所長弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第2回 お店のワインでも安くておいしい!～



新コラムの第2回です。

第1回は当事務所サイトのニュースレターバックナンバーをご覧ください。

<http://www.yotsubasougou.jp/240/vol100/>

今回は、安くておいしいお店のワインの紹介です。

皆様ご存じの焼鳥屋、鳥貴族のカップワイン「トリキブラン(白)」(280円税抜)です。

説明によると「南アフリカ&チリ産のワインをブレンドした本格的な辛口の白ワイン」と書いてあります。量はおそらく180ml位だと思います。フルーティーでアルコール度が低く飲みやすいです。焼き鳥と一緒に飲む感じのワインです。ワインが苦手な人に特におすすめです。比較的安価でいっぱいお酒が飲めます。ワインが苦手な方は「お酒臭いにおいが気になる」という方がいますが、トリキブランはお酒臭さが少ないです。

お酒好きの方には、同じく鳥貴族のメニュー「ホルモンねぎ盛ポン酢」(280円税抜)と一緒にがぶがぶ飲むのがお勧めです。

(飲みすぎには注意しましょう)

なお、期間限定かもしれませんが、この前ローソンにもトリキブランが売っていました。鳥貴族に行かなくても飲めます。

ちなみに、カップワイン「トリキルージュ(赤)」(280円税抜)も意外とおいしいですよ。

(写真は、大澤が実際に柏の鳥貴族に行った際にとった写真です。)

(大澤一郎)



鳥貴族・ローソン
「トリキブラン(白)」
280円(税抜)

【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐<http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋壱番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(旧三越の向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



よつば総合法律事務所が『学びの秋』にお送りする
10月・11月の今後のセミナー情報

保険代理店様向けセミナー

10月12日(木)16:00～ パレット柏にて
『人身損害について(後遺症を除く)』
交通事故に遭ったときに請求できる損害・
できない損害, 損害賠償額計算, 必ず知っ
ておきたい10の質問などのセミナーです。
講師:川崎 翔, 大友 竜亮



11月9日(木)17:00～
よつば千葉事務所にて
『弁護士からみた交通事故”治療”の
アドバイス』
事故直後のお客様にどのようなアドバイスを
すべきかなどご説明
させていただきます。
講師:今村 公治



企業様向けセミナー

10月17日(火)16:00～ パレット柏にて
『法律・制度を使った経営・業績アップ手法
～明日から使えるヒトとお金に関わる具体例 30～』
採用・契約書・未回収金・経営計画・税金・助成金など, 経営・業績に関わ
ることについてご説明させていただきます。講師:大澤 一郎



不動産業者様・不動産オーナー様向けセミナー

10月23日(月)16:30～ パレット柏にて
『1時間でわかる不動産会社様のための民法改正セミナー
～不動産実務に与える影響・変更点～』
採用・契約書・未回収金・経営計画・税金・助成金など, 経営・業績に関わ
ることについてご説明させていただきます。講師:大澤 一郎



ご参加希望の方は同封しているセミナーチラシをご記入の上, 当事務所までFAXにてお申込みください!

【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐http://www.yotsubasougou.jp/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋老番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

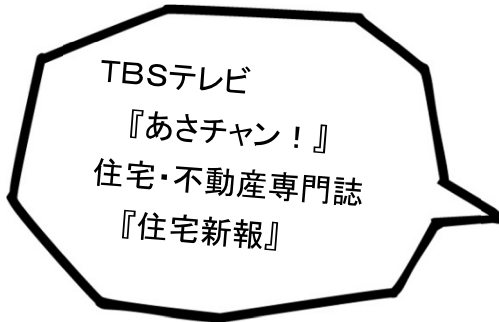
【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(旧三越の向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



★メディア報告★

先日、弁護士が取材を受けましたのでその様子をご報告させていただきます！



2017年9月8日 TBS テレビ

『あさチャン！』にて 弁護士 川崎翔 出演！

所有者不明の土地問題についてコメント出演しました。所有者を探すには色々な方法がありますが、裁判提起が前提ではないと使えない制度も多いです。所有者不明の土地の問題が増えると深刻な社会問題となります。なんらかの行政・政治的な配慮が必要なのではないかと考えています。



撮影の感想を聞いてみました♪

川崎 『 オンエア2日前にご連絡をいただき、前日に収録というスケジュールでした。非常に緊張しましたが、わかりやすくゆっくりと話すことを心がけました。とてもいい経験になりました！ 』

2017年8月29日 株式会社住宅新報社

『住宅新報』にて 弁護士 大澤一郎 掲載！

住宅・不動産の専門誌である『住宅新報』にて、代表弁護士大澤 一郎がインタビューを受けました。

不動産トラブルが増えている中で、不動産業者様向けサイトを開設したことなどを取り上げていただいています。

不動産トラブルのご相談・案件に力を入れています！

★無料相談受付中です★

法や規制が多く、高度な専門性が必要となる不動産トラブル。『不動産トラブルを少しでも減らしたい！』そんな思いから無料相談の受付をスタートいたしました。

不動産に精通した専門弁護士が問題解決に向けて全力でサポートいたします！



【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐http://www.yotsubasougou.jp/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋老番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(旧三越の向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談